

議案第 125 号

平成 25 年度三重県伊賀市病院事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 平成 25 年度三重県伊賀市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 25 年度三重県伊賀市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間入院患者数	51,465 人	△ 8,779 人	42,686 人
(4) 1 日平均入院患者数	141 人	△ 24 人	117 人

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 病院事業収益	3,855,346 千円	△119,591 千円	3,735,755 千円
第 1 項 医業収益	3,498,992 千円	△119,591 千円	3,379,401 千円
	支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 病院事業費用	3,837,311 千円	△113,988 千円	3,723,323 千円
第 1 項 医業費用	3,718,273 千円	△113,988 千円	3,604,285 千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 57,102 千円」を「不足する額 57,068 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 資本的収入	399,071 千円	34 千円	399,105 千円
第 1 項 企業債	228,300 千円	66,700 千円	295,000 千円
第 2 項 補助金	170,771 千円	△ 66,666 千円	104,105 千円

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設整備事業	千円 54,500	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び特定資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定によるものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 121,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
計	54,500				121,200			

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	2,085,664千円	△113,988千円	1,971,676千円

第7条 予算第10条の債務負担行為を次のように改める。

追加

事 項	期 間	限 度 額
薬品購入料、院内清掃委託及び臨床検査業務委託等 経費	平成25年度から 平成26年度まで	305,300千円
建物総合管理業務委託経費	平成25年度から 平成28年度まで	76,300千円

平成25年12月4日提出

三重県伊賀市長 岡 本 栄